

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新			旧		
	国自総第	446号		国自総第	446号
	国自旅第	161号		国自旅第	161号
	国自整第	149号		国自整第	149号
	平成14年	1月30日		平成14年	1月30日
一部改正	国自総第	120号	一部改正	国自総第	120号
	国自旅第	46号		国自旅第	46号
	国自整第	47号		国自整第	47号
	平成14年	6月28日		平成14年	6月28日
一部改正	国自総第	286号	一部改正	国自総第	286号
	国自旅第	132号		国自旅第	132号
	国自整第	114号		国自整第	114号
	平成14年	10月1日		平成14年	10月1日
一部改正	国自総第	540号	一部改正	国自総第	540号
	国自旅第	243号		国自旅第	243号
	国自整第	226号		国自整第	226号
	平成15年	3月31日		平成15年	3月31日
一部改正	国自総第	553号	一部改正	国自総第	553号
	国自旅第	263号		国自旅第	263号
	国自整第	186号		国自整第	186号
	平成16年	3月29日		平成16年	3月29日
一部改正	国自総第	392号	一部改正	国自総第	392号
	国自旅第	185号		国自旅第	185号
	国自整第	83号		国自整第	83号
	平成17年	12月5日		平成17年	12月5日
一部改正	国自総第	329号	一部改正	国自総第	329号
	国自旅第	187号		国自旅第	187号
	国自整第	95号		国自整第	95号
	平成18年	9月29日		平成18年	9月29日
一部改正	国自総第	587号	一部改正	国自総第	587号
	国自旅第	328号		国自旅第	328号
	国自整第	179号		国自整第	179号
	平成19年	3月30日		平成19年	3月30日
一部改正	国自安第	29号	一部改正	国自安第	29号
	国自旅第	82号		国自旅第	82号
	国自整第	42号		国自整第	42号

平成20年 6月11日
 一部改正 国自安第 54号
 国自旅第 120号
 国自整第 47号
 平成20年 9月28日
 一部改正 国自安第 117号
 国自旅第 194号
 国自整第 91号
 平成21年11月20日
 一部改正 国自安第 6号
 国自旅第 8号
 国自整第 6号
 平成22年 4月28日
 一部改正 国自安第 170号
 国自旅第 246号
 国自整第 145号
 平成23年 3月31日
 一部改正 国自安第 76号
 国自旅第 169号
 国自整第 147号
 平成24年 4月16日
 一部改正 国自安第 34号
 国自旅第 206号
 国自整第 56号
 平成24年 6月29日
 一部改正 国自安第 48号
 国自旅第 223号
 国自整第 70号
 平成24年 7月18日
 一部改正 国自安第 105号
国自旅第 331号
国自整第 158号
平成24年11月22日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

平成20年 6月11日
 一部改正 国自安第 54号
 国自旅第 120号
 国自整第 47号
 平成20年 9月28日
 一部改正 国自安第 117号
 国自旅第 194号
 国自整第 91号
 平成21年11月20日
 一部改正 国自安第 6号
 国自旅第 8号
 国自整第 6号
 平成22年 4月28日
 一部改正 国自安第 170号
 国自旅第 246号
 国自整第 145号
 平成23年 3月31日
 一部改正 国自安第 76号
 国自旅第 169号
 国自整第 147号
 平成24年 4月16日
 一部改正 国自安第 34号
 国自旅第 206号
 国自整第 56号
 平成24年 6月29日
 一部改正 国自安第 48号
 国自旅第 223号
 国自整第 70号
 平成24年 7月18日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第2条の2 ～ 第20条（略）

第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置（第6項）

① (略)

イ. (略)

ロ. 高速ツアーバス等（「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について（平成24年10月31日付け国自安第96号、国自旅第318号、観観産第305号）において規定する高速ツアーバス及び会員制高速バスをいう。以下同じ。）の夜間運行（最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。以下同じ。）において、その一運行実車距離（利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行業者又は会員制高速バスの運営主体（以下「旅行業者等」という）が設定した起点から終点までの距離をいう。以下同じ。）が500kmを超える場合

ハ. 高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が次の(イ)から(ニ)までに掲げる取組について実施せず、又は(ホ)から(ヲ)までに掲げる取組のうち1つも実施していない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

(イ)～(ヲ) (略)

ニ. (略)

ホ. 高速ツアーバス等の夜間運行について、当該運行に乗務する運転者の1日の乗務時間（当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間をいう。以下同じ。）が10時間を超える場合

ヘ. 貸切バス（高速ツアーバス等以外の貸切バスをいう。以下この項において同じ。）の夜間運行において、その一運行実車距離が500kmを超える場合

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第2条の2 ～ 第20条（略）

第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置（第6項）

① (略)

イ. (略)

ロ. 高速ツアーバス（高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。）を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行として運行される貸切バスをいう。以下この項において同じ。）及び会員制高速バス（会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される貸切バスをいう。以下同じ。）の夜間運行（最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。以下同じ。）において、その一運行実車距離（利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行業者又は会員制高速バスの運営主体（以下「旅行業者等」という）が設定した起点から終点までの距離をいう。以下同じ。）が500kmを超える場合

ハ. 高速ツアーバス及び会員制高速バス（以下「高速ツアーバス等」という。）の夜間運行において、当該運行を行う事業者が次の(イ)から(ニ)までに掲げる取組について実施せず、又は(ホ)から(ヲ)までに掲げる取組のうち1つも実施していない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

(イ)～(ヲ) (略)

ニ. (略)

ホ. 高速ツアーバス等の夜間運行について、当該運行に乗務する運転者の1日の乗務時間（当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間）が10時間を超える場合

ト. 貸切バスの夜間運行において、以下の(イ)又は(ロ)のいずれかを満たしていない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

(イ)当該運行に乗務する運転者の1日の乗務時間が10時間を超えず、当該運行を行う事業者が上記ハ.の(イ)から(ニ)までに掲げる全ての取組について実施し、上記ハ.の(ホ)から(ヲ)までに掲げる取組のうちいずれかを実施するとともに、これらの実施状況を公表していること

(ロ)当該運行に乗務する運転者の休息期間及び休憩時間が次の(i)から(iii)までの条件をいずれも満たしていること

(i)当該運行の運行直前の休息期間が11時間以上であること

(ii)当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること

(iii)当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に適切な仮眠施設(運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設(車両床下の仮眠施設、リクライニングシート等の座席を含む)をいう。)で仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保していること

② (略)

② (略)

附 則 (平成24年11月22日付け国自安第105号、国自旅第331号、国自整第158号)

改正後の通達は、平成24年12月1日から施行する。